

蕨市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり蕨市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月21日

提出者 蕨市議會議員 前川やすえ

賛成者 // 鈴木智

賛成者 // 本田てい子

蕨市議會議長 大石幸一様

蕨市議会会議規則の一部を改正する規則

蕨市議会会議規則（昭和39年蕨市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第33条）
- 第5節 議事（第34条—第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条—第66条）
- 第8節 表決（第67条—第77条）
- 第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）
- 第10節 会議録（第85条—第89条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第90条—第94条）
- 第2節 審査（第95条—第111条）
- 第3節 秘密会（第112条・第113条）
- 第4節 発言（第114条—第125条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）
- 第6節 表決（第128条—第138条）

第3章 請願（第139条—第145条）

第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）

第5章 規律（第151条—第159条）

第6章 懲罰（第160条—第165条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第166条）

第8章 議員の派遣（第167条）

第9章 補則（第167条の2—第168条）

附則

第3条中「また」を「、また」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第1項及び第2項中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条及び第24条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第29条「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「備えつけの投票箱に投票する」を「投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。

第35条ただし書及び第37条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第4項中「当って」を「当たって」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第57条第2項及び第60条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第65条中「又は」を「、又は」に改める。

第66条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第69条中「つける」を「付ける」に改める。

第70条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「第31条（開票及び投票の効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第76条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、「とる」を「採る」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「録音により」を「速記法その他議長が適当と認める方法によって」に改める。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的

方法による提供を含む。)」を削る。

第88条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第96条ただし書及び第99条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第111条中「つけ」を「付け」に改める。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「委員でない議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第119条第2項及び第122条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第124条中「又は」を「、又は」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、委員長がやむを得ないと認めるときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第126条第6項中「はかり」を「諮り」に改める。

第127条中「第1章」を「、第1章」に改める。

第128条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第130条中「つける」を「付ける」に改める。

第131条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条中「第31条(開票及び投票の効力)」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第137条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第143条中「意見をつけ」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「これを」を「、これを」に改める。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第146条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定に係る議員への通知に關し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて、議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第161条中「はできない」を「ができない」に改める。

第161条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第167条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書（文書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行なうことが規定されているものについては、この規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行なうことができる。

2 議会等が行なう通知のうち、この規則の規定において文書等により行なうことが規定されているものについては、この規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行なうことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により通知を受ける旨を、議長が定める方式により議会等が事前に通知をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、この規則に規定する方法により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第86条（会議録の配布）、第140条（請願文書表の作成及び配布）

第1項及び第141条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該記録がされた時又は議会等が、当該者が当該通知に係る電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。次条において同じ。）に記録されている事項を、議長が定める方法により表示をしたもの（閲覧又は当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に記録をすることができる措置を執るとともに、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置が執られた旨の通知を当該者に對し発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、この規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって、議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行う者又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をすべき事情がある場合は、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等において、その原本を確認し、又は提出する必要があるものがある場合その他の第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、この規則の規定による文書等により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

第168条ただし書中「はかつて」を「譲って」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。